明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○典子女王殿下が結婚のため皇族の身分を離れられる件（宮内庁一二）　一

告示

○宮内庁告示第十二号

典子女王殿下は、平成二十六年十月五日、千家国麿と結婚のため、皇室典範第十二条の規定により、皇族の身分を離れられる。

平成二十六年十月五日

宮内庁長官　風岡　典之